議案第１９号

東京都板橋区小児慢性特定疾病審査会条例

上記の議案を提出する。

令和４年２月１５日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区小児慢性特定疾病審査会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の４第１項の規定に基づき設置する東京都板橋区小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について、同法及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審査会は、委員６人以内で組織する。

（招集）

第３条　審査会は、会長が招集する。

（会議）

第４条　審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席等）

第５条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開）

第６条　審査会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付　則

この条例は、令和４年７月１日から施行する。

（提案理由）

東京都から小児慢性特定疾病審査会に係る業務が移管されることに伴い、同審査会について必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。